

# 『第2次佐賀型中小事業者応援金』に係る申請手引

令和3年6月1日

## 【提出方法等】

### 【申請期間】

令和3年6月1日（火曜日）から令和3年7月30日（金曜日）まで

### 【提出方法】

感染拡大防止の観点から持参窓口は設けておりません。ご協力をお願いします。

#### 1 書類の提出

##### ① 郵送の場合

令和3年6月1日（火）から申請受付を開始します。

申請書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお願いします。

<宛先> 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号  
佐賀県庁 佐賀型応援金相談センター

※令和3年7月30日（金曜日）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

##### ② オンライン提出の場合

令和3年6月1日（火）から運用開始予定です。

（公開予定 URL）<<https://www.saga-ouenkin.com/2/>>

なお、令和3年7月30日（金曜日）23時59分までに送信を完了してください。

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 佐賀県ホームページからダウンロード

URL : <<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380542/index.html>>

- ・ 佐賀県産業労働部産業政策課での配布
- ・ 各市町の所定の窓口での配布
- ・ 各商工団体の所定の窓口での配布

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・ 佐賀型応援金相談センター

TEL : 0952-25-7099

受付時間 : 9時00分～17時00分（平日のみの対応となります。）

### **注意：応援金の不正受給は犯罪です！！**

対象要件を満たしていないにもかかわらず、偽って応援金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、応援金を返還いただくとともに、申請者の情報を公表するなど、厳正に対処いたします。

## 第2次佐賀型中小事業者応援金の概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある中小企業の皆様が、未来に向かって前向きに事業を継続していただけるように、『第2次佐賀型中小事業者応援金』（以下「応援金」という。）を交付します。

### 2. 交付額

1事業者あたり法人20万円、個人事業主15万円

## 対象事業者及び対象要件

### 1. 対象事業者

佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び県内在住の個人事業主。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

① 「佐賀県時短要請協力金」の交付を受けた又は受ける予定の事業者

② 農林漁業者

日本標準産業分類において、大分類 A—農業、林業及び大分類 B—漁業に該当する事業者。詳細については、「第2次佐賀型中小事業者応援金 よくあるお問い合わせ」p7～p8のQ.10～Q.12をご確認ください。

③ 医療・福祉サービス業者

日本標準産業分類において、大分類 P—医療、福祉に該当する事業を行う事業者。詳細については、「第2次佐賀型中小事業者応援金 よくあるお問い合わせ」のp7～p8のQ.10～Q.12をご確認ください。

④ 性風俗関連特殊営業を行う事業者

### 2. 対象要件

以下のいずれも満たすこと

① 売上月額が令和3年3月から6月のいずれかの月（以下、対象月という）において、前年又は前々年同月（以下、比較対象月という。）と比較して20%以上減少していること

② 比較対象月の売上月額が法人20万円以上、個人15万円以上であること。または、前年又は前々年の3月から6月の平均売上月額が法人20万円以上、個人15万円以上であること

③ 現在、事業を継続しており、今後も佐賀県内で事業を継続していく意思があること

## ◆売上減少の比較ケース

### (1) 単月比較

令和3年3月～6月のいずれかの売上月額と前年又は前々年同月で比較

### (2) 時短要請期間(令和3年5月10日から6月5日)を含む30日間で比較

例) 時短要請期間を含む30日間(令和3年5月10日から6月8日)で比較した場合

$$1 - \frac{\text{令和3年5月10日～6月8日までの売上}}{\text{令和元年又は令和2年5月10日～6月8日までの売上}} \times 100 \geq 20\%$$

### (3) 時短要請期間(令和3年5月10日から6月5日)を含む5月～6月の平均月額で比較

例) 令和3年5月～6月の2か月の平均で比較した場合

$$1 - \frac{\text{令和3年5月～6月の平均売上月額}}{\text{令和元年又は令和2年5月～6月平均売上月額}} \times 100 \geq 20\%$$

### (4) 創業後の間もない場合、創業後の最多売上月額と令和3年3月～6月のいずれかの月と比較(上記(1)～(3)で比較できない場合に限る。)

例) 令和3年1月が最多売上月額の場合

$$1 - \frac{\text{令和3年3月～6月のいずれかの売上月額}}{\text{創業後の最多の売上月額(例:令和3年1月)}} \times 100 \geq 20\%$$

## 3. その他

自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本応援金の交付対象にはなりません。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 申請請手続き等

### 1. 申請書類

応援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を、令和3年7月30日（金）までに佐賀型応援金相談センターに提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

#### ◆必要な書類

##### 【法人の場合】

1. 『第2次佐賀型中小事業者応援金』交付申請書（様式1-1）
2. 誓約書（様式2）
3. 振込先口座申出書（様式3） ※ 振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）
4. 応援金の振込先口座の通帳の写し ※ 通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。 ※ インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトページの写し。
5. 商業登記簿謄本の写し（第1次佐賀型応援金受給者は変更なければ省略可） ※ 3か月以内に発行されたものに限ります。
6. 代表者本人確認書類の写し（第1次佐賀型応援金受給者は変更なければ省略可） ※ 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類の写し
7. 対象月の売上月額が確認できる書類の写し（以下のいずれか） ※ 対象事業を記載した売上台帳（参考様式）、試算表又は決算書（法人税確定申告書（別表一）及び法人事業概況説明書1, 2ページ）の写し。
8. 比較対象月の売上月額が確認できる書類の写し（以下のいずれか） ※対象事業を記載した売上台帳、試算表又は決算書（法人税確定申告書（別表一）及び法人事業概況説明書（1, 2ページ））の写しを提出してください。但し、法人事業概況説明書2ページ目に記載された月別の売上高に対象外事業が含まれる場合は、対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）等を合わせて提出してください。
9. その他必要な書類 ※ 必要に応じて審査に必要と思われる書類を添付してください。

※オンライン提出の場合は、必要書類（交付申請書（様式1）及び振込先口座申出書（様式3）を除く。）をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

## 【個人事業主の場合】

### 1. 『第2次佐賀型中小事業者応援金』交付申請書（様式1-2）

### 2. 誓約書（様式2）

### 3. 振込先口座申出書（様式3）

※ 振込先の口座は届出者ご本人の口座に限ります。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

### 4. 応援金の振込先口座の通帳の写し

※ 通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。

※ インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトページの写し。

### 5. 本人確認書類の写し（第1次佐賀型応援金受給者は変更なければ省略可）

※ 運転免許証、パスポート、保険証等の書類

### 6. 対象月の売上月額が確認できる書類の写し

#### 【確定申告が青色申告の方】

※ 対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）を添付してください。

※ 青色申告決算書2ページ目に記載された月別売上（収入金額）で売上が確認できる場合は、売上台帳を添付する必要はありません。

#### 【確定申告が白色申告の方】

※ 対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）を添付してください。

#### 【確定申告していない方】

※ 対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）を添付してください。

### 7. 比較対象月の売上月額が確認できる書類の写し

#### 【確定申告が青色申告の方】

※ 比較対象年（令和元年又は令和2年）の所得税確定申告書（申告書B）第一表・第二表、青色申告決算書1, 2ページを添付してください。但し、青色申告決算書2ページ目に記載された月別売上（収入金額）に対象外事業が含まれる場合は、対象事業の売上月額を記載した売上台帳を合わせて添付してください。

#### 【確定申告が白色申告の方】

※ 対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）を添付してください。

#### 【確定申告していない方】

※ 対象事業の売上月額を記載した売上台帳（参考様式）を添付してください。

### 8. 営業実態が確認できる書類の写し（第1次佐賀型応援金受給者は省略可）

#### 【確定申告が青色申告の方】

※ 特に必要ありません。

#### 【確定申告が白色申告の方】

※ 令和2年12月の所得税確定申告書（申告書B）第一表・第二表を添付してください。

※ 税務署受付印が押された開業届の写しを添付してください。

開業届がない場合は、直近3か月程度の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しを提出してください。

#### 【確定申告していない方】

※ 税務署受付印が押された開業届の写しを添付してください。

開業届がない場合は、直近3か月程度の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていること

が客観的に分かる書類の写しを提出してください。

※ また、「確定申告していないことの理由書（様式任意）」と「業種に係る営業に必要な許認可証の写し」も合わせて提出してください。

## 9. その他必要な書類

※ 対象外業種（農林漁業者等）の事業者で複数事業を行っていて対象事業が要件に該当する場合は、対象事業の「業種に係る営業に必要な許認可証の写し」を提出してください。

※ 必要に応じて審査に必要と思われる書類を添付してください。

※オンライン提出の場合は、必要書類（交付申請書（様式1）及び振込先口座申出書（様式3）を除く。）をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

申請に必要な書類は売上減少の比較ケース毎に異なります。

詳細は、「（別添1）売上減少の比較ケース」により該当されるケースをご確認いただき必要書類をご準備ください。

## 2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

① 佐賀県ホームページからダウンロード

URL : <<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380542/index.html>>

② 佐賀県産業労働部産業政策課での配布

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新館9階南側

③ 各市町の所定の窓口（別表1）での配布

④ 各商工団体の所定の窓口（別表2）での配布

※ 窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。



### 3. 提出方法

感染拡大防止の観点から持参窓口は設けておりません。ご協力をお願いします。

#### ① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号  
佐賀県庁 佐賀型応援金相談センター

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

#### ② オンライン提出の場合

令和3年6月1日（月）から運用開始予定です。

詳細は、後日佐賀県ホームページでご案内します。

（公開予定 URL）<<https://www.saga-ouenkin.com/2/>>



### 4. 受付期間

郵送受付：令和3年6月1日（火）から同年7月30日（金）まで

※令和3年7月30日（金）の消印有効です。

オンライン受付：令和3年6月1日（火）から同年7月30日（金）まで

※令和3年7月30日（金）23時59分までに送信を完了してください。

### 5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

### 6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を交付します。また、本応援金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。



## 7. 通知等

申請書類の審査の結果、本応援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を送付いたします。

## 8. 本応援金に関するお問い合わせ先

本支応援金の申請等に関してご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

- ・ 佐賀型応援金相談センター

TEL : 0952-25-7099

受付時間 : 9時00分～17時00分（平日のみの対応となります。）

## その他

### 1. 応援金の返還

本応援金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、佐賀県は本応援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、応援金を返金するとともに、応援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（応援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

### 2. 佐賀県警察本部への照会

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行います。

### 3. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

### 4. 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

別表 1 各市町の所定の窓口

市町名・所属名	電話番号	住所
佐賀市商業振興課	0952-40-7100	佐賀市栄町1番1号 本庁6階
唐津市商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内1番1号 大手口別館5階
鳥栖市商工振興課	0942-85-3605	鳥栖市宿町1118番地 南別館1階
多久市商工観光課	0952-75-2117	多久市北多久町大字小侍7-1 1階
伊万里市企業誘致・ 商工振興課	0955-23-2184	伊万里市立花町1355番地1 本館2階
武雄市商工観光課	0954-23-9237	武雄市武雄町大字昭和12番地10 3階
鹿島市商工観光課	0954-63-3412	鹿島市大字納富分2643番地1 2階
小城市商工観光課	0952-37-6129	小城市三日月町長神田2312番地2 東館1階
嬉野市観光商工課	0954-42-3310	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 嬉野庁舎2階
神崎市商工観光課	0952-37-0107	神崎市神崎町鶴3542番地1 本庁2階
吉野ヶ里町産業振興課	0952-37-0350	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 東脊振庁舎2階
基山町産業振興課	0942-92-7945	三養基郡基山町大字宮浦666番地 2階
上峰町産業課	0952-52-7415	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 1階
みやき町企画調整課	0942-89-1655	三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町庁舎2階
玄海町企画商工課	0955-52-2112	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 3階
有田町商工観光課	0955-46-2500	西松浦郡有田町立部乙2202番地 3階 14番窓口
大町町企画政策課	0952-82-3112	杵島郡大町町大字大町5017番地
江北町産業課	0952-86-5615	杵島郡江北町大字山口1651番地1 1階
白石町商工観光課	0952-84-7123	杵島郡白石町大字福田1247番地1 2階
太良町企画商工課	0954-67-0312	藤津郡太良町大字多良1番地6 本庁2階

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表2 各商工団体の所定の窓口

団体名	電話番号	住 所
佐賀商工会議所	0952-24-5158	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル6階
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路1-54
鳥栖商工会議所	0942-83-3121	鳥栖市元町1380-5
伊万里商工会議所	0955-22-3111	伊万里市新天町663
武雄商工会議所	0954-23-3161	武雄市武雄町大字昭和1番地2
鹿島商工会議所	0954-63-3231	鹿島市大字高津原4296-41
小城商工会議所	0952-73-4111	小城市小城町253-21 ゆめぷらっと小城3階
有田商工会議所	0955-42-4111	西松浦郡有田町本町丙954番地9
多久市商工会	0952-74-2144	多久市北多久町大字小侍687-19
佐賀市南商工会	0952-47-2590	佐賀市諸富町大字為重529-5
佐賀市北商工会	0952-62-0174	佐賀市大和町大字尼寺1854-5
小城市商工会	0952-66-0222	小城市牛津町牛津726-1
神崎市商工会	0952-52-7131	神崎市神埼町神埼413-3
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644	神埼郡吉野ヶ里町吉田283-6
基山町商工会	0942-92-2653	三養基郡基山町大字宮浦218
みやき町商工会	0942-94-3328	三養基郡みやき町大字原古賀1043-2
上峰町商工会	0952-52-9505	三養基郡上峰町大字坊所383-1
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知2044-10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋1801
唐津上場商工会 経営支援センター	0955-52-2118	東松浦郡玄海町諸浦338-1
武雄市商工会	0954-36-2111	武雄市北方町大字志久1662
武雄市商工会 山内事務所	0954-45-2505	武雄市山内町大字三間坂甲13800
大町町商工会	0952-82-5555	杵島郡大町町大字福母419-3
江北町商工会	0952-86-2151	杵島郡江北町大字山口3360-2
白石町商工会	0952-84-2043	杵島郡白石町大字福田1970-6
太良町商工会	0954-67-0069	藤津郡太良町大字多良1856-2
嬉野市商工会	0954-66-2555	嬉野市塩田町大字馬場下甲1777-1
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル6階
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル6階

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。